

小諸市地産地消推進協力店（事業所）認定要領

（目的）

第1条 小諸市のおいしい農産物や農産物加工品を多くの人に周知し、味わう機会を積極的に増やしている小売業、旅館業、飲食業、食品加工業者、その他事業者を小諸市地産地消推進協力店（事業所）（以下、「推進協力店」という。）として認定することにより、小諸産農産物の魅力や農業者及び推進店の想いを広く消費者へアピールし、地域の農業について知る機会をつくり、小諸産農産物や農産物加工品（以下「小諸産農産物等」という。）の生産及び消費の拡大を図ることを目的とする。

（認定基準）

第2条 認定基準は、共通事項と業種別事項を次の各号に定める。

（1）共通事項

- ア 本要領の目的に賛同する事業者であること。
- イ 小諸産農産物等の販売・消費を今後も増やしていこうとする意欲のある事業者であること。
- ウ 申請内容等を市広報や市ホームページ等のメディアで紹介されることを承諾する事業者であること。
- エ 食品衛生法等の関係法令を遵守していること。
- オ 小諸市内に事業所があること。

（2）小売業

- ア 小諸産農産物等の販売時には、販売コーナーを設け、小諸産であることを消費者にわかりやすく表示している。
- イ 小諸産農産物等を直接消費者に販売すること。

（3）旅館業・飲食業

- ア 小諸産農産物等を常時又は季節限定で継続して使用していること。
- イ 料理に使用した小諸産農産物等の材料について、小諸産であることを消費者に伝わるようにメニュー等により表現していること。
- ウ 小諸市産品の情報提供を行うこと。

（4）食品加工業者

- ア 小諸産農産物等を主原料として使用し製造された商品が、1品以上であること。
- イ 主原料表示又は、商品説明等において、「小諸産」と表記している。

（5）その他の事業者（前第2号から第4号に該当しない事業者で消費者又は利用者に対し食品提供を行っている事業者）

- ア 提供する物の材料に小諸産農産物等を使用していること。
- イ 小諸産農産物等を継続して使用していること。
- ウ 消費者へ提供する際には小諸産農産物等であることの情報提供を行っていること。

（認定申請及び審査）

第3条 認定を受けようとする事業者は、認定申請書（様式第1号）を小諸市地産地消推進協議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- 2 会長は、前項の申請を受理したときは、推進協議会を開催し、別表1にのっとり審査を行うものとする。
- 3 審査は、原則として年2回行うものとし、6月末までに受付をしたものを前期分とし、12月末までに申請を受付けたものを後期分として、それぞれ締め切り後1カ月以内に一括して審査するものとする。

(認定及び認定証書等の交付)

第4条 会長は、前条第2項の審査において、第2条の基準を満たした事業者を推進協力店として認定するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により推進協力店として認定したときは、認定証書及び認定プレートを交付するものとする。
- 3 会長は、前項の規定により認定証書を交付したときは、市の公式ホームページ等により広く周知するものとする。

(申請内容の変更)

第5条 認定を受けた推進協力店は、申請内容に変更が生じた場合は、認定内容変更届(様式第2号)により速やかに会長へ届け出なければならない。

(年度調査及び特徴的な取組みの周知)

第6条 会長は、認定を受けた推進協力店が認定基準を満たしているか審査するため、当該年度の活動状況報告書(様式第3号)等により調査するものとする。

- 2 会長は、認定を受けた推進協力店が当該年度に行った特徴的な取組みについて、市の広報等で広く周知するものとする。

(認定の取消し)

第7条 会長は、認定した推進協力店が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 営業を終了したとき。
- (2) 認定基準に該当しなくなったとき。
- (3) 認定を受けた推進協力店から辞退願(様式第4号)の提出があったとき。
- (4) 虚偽の申請により、認定を受けたことが明らかになったとき。
- (5) 消費者の信頼又は小諸産の商品のイメージを著しく失墜させたとき。
- (6) 法令違反又は公序良俗違反行為を行ったことが明らかになったとき。
- (7) その他会長が必要と判断したとき。

- 2 前項の規定により認定を取り消された推進協力店は、第4条に規定する認定証及び認定プレートを速やかに会長へ返還しなければならない。

(免責)

第8条 認定を受けた推進協力店及び推進事業所において発生した食中毒、異物混入、食物アレルギーその他の事故により消費者に損害が生じた場合について、推進協議会は、一切の賠償の責任を負わない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 11 月 1 日 から施行する。

この要領は、平成 25 年 7 月 5 日 から施行する。